

④ 定年退職者に対する記念旅行

Q : 当社では、永年勤続表彰の代わりに30年以上勤続した退職者に旅行を提供することを考えています。この旅行は、どのように取り扱われますか？

A : 課税上弊害のない範囲で一定の要件を満たすものであれば、課税されないものと思われれます。

【解説】

所得税法では、使用者が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念品として、旅行、観劇等に招待し、又は記念品(現物に代えて支給する金銭は含まれません)を支給することによりその役員又は使用人が受ける利益で、次の要件のいずれにも該当するものについては、課税しなくてよいとする取扱いがあります。

- ① その利益の額が、その役員または使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること
- ② その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること

おたずねの定年退職者に対する記念旅行の供与については、勤続30年以上の定年退職者を対象とされているとのことですから、この取扱いと同様になるものと思われれます。したがって、その旅行が、社会通念上相当であると認められるものであれば、課税されることはないでしょう。

